

始した。その矢先11年5月、大久保が土族反動派の凶刃によって刺殺された。

大久保なきあと、首席参議兼大蔵卿となった大隈は、起業公債を発行し、土木事業を起し、綿紡績業を保護育成し、輸出振興を図るなど、大久保の遺業を継ぎ、また会計法を整備し、会計検査院を創設し、農商務省を設置するなど、多方面に精力的な仕事ぶりを示した。

しかしながら、西南の役による多額の不換紙幣発行により、それまでやや安定していた紙幣の価値は、11年半ばかり急速に下がりはじめ、正貨の海外流出が一段と激しくなった。インフレーションにより、財政収入は実質的に減少し、深刻な財政危機に陥った。

大隈はこれに対して、銀貨を市場に投入し、あるいは、紙幣、公債の消却を積極化するなどの方策で対処しようとしたが、インフレは収まらなかった。そこで、外債を募集して紙幣の整理を行なうことを提案したが、これは否定され、結局、経費の節約、間接税の増徴、国の負担の地方への転嫁、官営工場の払下げなどによって、対処することになった。

この間、大隈の権限を削ろうという動きも、政府部内で活発になった。参議と卿を分離したのもその現れであったが、一方で民間に高まる国会開設の要求と、政府部内の対立などの諸要因がからまって、ついに十四年の政変が起こされ、大隈は政府から追放されることになった。

なお、明治6年1月の太陽暦採用以前の起述は、陰暦によっている。また、慶応4年9月8日に明治と改元されたが、慶応4年を明治1年と記述したところもあることを付記しておく。

第1章 草創期の大蔵省

第1節 大蔵省の創設

大蔵省は、明治2年7月8日第622号布告「職員令」によって創設された。大蔵省の管掌事務や機構は、その後しばしば改正されたけれども、大蔵省という名称は一度も変えられることなく現在に至っている。

1 大蔵省前史

大蔵省が設置される前に、明治維新政府はすでに財務を取り扱う機関を設けていた。この時期に設けられた機関は、大蔵省の前身というべきものである。そこでまず、この前史時代の財政機関の変遷をたどってみたい。

(1) 金穀出納所・会計事務課・会計事務局

維新の風雲急を告げるなかで、慶応3年12月9日王政復古の号令が発せられた。この時徳川幕府時代の官職は廃され、新たに総裁・議定・参与の三職が置かれた。この三職の制度は、維新政府によって設けられた中央政治機構の最初の形であったが、この三職制のもとに、金穀出納をつかさどる機関として金穀出納所が設置された。金穀出納所は同年12月27日、京都学習院内に設けられ、参与がその事務を管掌した。しかしこの時には、まだ三職の下の行政機構は制度化されていなかったから、金穀出納所は職制上に定められた機関ではなかった。

最初の中央官制ともいうべきものが定められたのは、翌慶応4(明治1)年1月17日であった。すなわち、この日布告第36号をもって三職分課が公布され、三職の職務権限が定められた。そして議定のもとに神祇、内国、外国、海陸軍、会計、刑法、制度の7課が設けられ、議定は各課の事務総督として事務

を統轄し、総督の下に事務掛が置かれて、参与がこの職にあてられた。このうち、会計事務総督及び会計事務掛の下に置かれた官庁が会計事務課であった。したがって、会計事務課が官制上定められた最初の財務行政機関であるということができる。しかし、三職分課が制定された後も金穀出納所という名称は残っていて、組織上は会計事務総督（すなわち会計事務課）が金穀出納所の事務を管掌することになったのである。「明治財政史」（第1巻）は「金穀出納所トハ会計事務課ノ執行ノ場所即チ役所ノ名称タリシカ如シ」と注記している。

会計事務総督の管掌事務は、この時初めて戸口、賦役、金穀、用度、貢納、営繕、秩禄、倉庫と定められた。これと同時に定められた内国事務総督の管掌事務が、「京畿」の庶務と運輸面の行政に限られていたのに対して、会計事務総督の権限は、きわめて広範なものであった。

その後、2月3日にいたり、三職七課制の職制は改正されて、三職八局制が施行された。これに伴い、会計事務課及び金穀出納所は廃止され、会計事務局が二条城内に設けられた。このときには、事務総督というような官職名ではなく、会計事務局という組織体の名称が、官制上に登場してくる。そして、この会計事務局の管掌事務には、前述の8項目のほか「商法ノ事」の一項が加えられた。局内に設けられた官職も、督、輔、権輔、判事、権判事の5官となり、全体として内部組織はしだいに整えられてきたのである。

(2) 会計官

明治1年2月3日に成立した三職八局制も、まもなく根本的に改正されるにいたる。すなわち、この年に発布された五箇条の御誓文（3月14日）の趣旨に基づいて、閏4月21日に「政体書」が定められ、これによって、これまでの政治機構が根本的に改革されることになった。「政体職制」により成立した政治機構の特色は、第1に、三職制における総裁職を廃して、天皇親政の体制を確立したこと、第2に「天下ノ権力、総テコレヲ太政官ニ帰ス、則政令ニ途ニ出ルノ患無ラシム」と政体書に謳われているように、中央集権体制を一步前進させて、統一国家機構の強化を図ったこと、第3に、全体として政府を太政官と

称し、これを分けて7官とし、議定官、行政官、神祇官、会計官、軍務官、外国官、刑法官の7つの中央官庁を設けたこと、この場合、アメリカ流の三権分立制度を形式的に導入して、立法を担当する議定官と行政機関たる他の6官とを、機構的に分離したことである。

この政治機構改革によって、新たに設けられた会計官は、会計事務局時代よりもいっそう広範な事務を担当し、組織体としても、いちだんと整備されたものとなった。まず、会計官の長官たる知官事の所管事項は、田宅、租税、賦役、用度、金穀、貢納、秩禄、倉庫、営繕、運輸、駅逓、工作、税銀と定められている。この改正で、従来内国事務局が担当していた事務も、会計官に移管されることになり、内政関係の事務はほとんどすべて会計官に集まった。そして会計官には知官事を長官として、副知官事（1人）、判官事（2人）、権判官事、書記、筆生の官職が置かれた。内部組織もこの時から分課され、出納司、用度司、駅逓司、営繕司、税銀司、貨幣司、民政司の7司の設置が定められた。ただし、税銀、民政の2司は開設されるにいたらなかった。

その後会計官は、当初の管掌事務のほか、新たな事務を担当することになり、そのため、内部組織はさらに拡充された。当初の7司に加えて、会計官の統轄下に置かれることになった部局（司および掛）をあげると、次のとおりである。

商法司（明治1年閏4月25日新設、明治2年3月5日廃止）

租税司（明治1年5月10日新設）

鉦山司（明治1年7月25日大阪銅会所を改め鉦山司と称し、会計官へ移管）

造幣局（当初会計官に置かれていた貨幣司の廃止と同時に、明治2年2月5

日太政官中に新設、明治2年4月8日会計官へ移管）

通商司（明治2年5月16日外国官から移管）

監督司（明治2年5月8日新設）

燈明台御用掛（明治2年1月16日新設、2年4月6日外国官へ移管）

明治2年4月8日、民部官が新設されるに及んで、会計官と民部官との管掌

権限の調整が行なわれ、民部官は駅逓、水利、訴訟、物産、牧畜等の諸務を管掌し、会計官は租税、金銀、貨幣、出納、營繕、用度、鉱山等の諸務を管掌するものとされた。これに伴い、従来会計官の所管下にあった駅逓司は民部官に移された。

この会計官の庁舎は、設置当初は京都近衛忠熙邸内に置かれたが、明治元年10月2日京都府庁域内に移され、2年2月2日に禁中に移された。次いで、同3月晦日には、東京出張所（竜ノ口旧幕府評定所）を本衙とした。この本衙は、4月26日に、馬場先門内旧忍藩邸に移された。

2 「職員令」の制定と大蔵省の設置

慶応4年9月8日に明治と改元され、次いで明治2年6月には、薩、長、土、肥4藩の版籍奉還が実現して、新政府の基礎はしだいに固められていった。こうした情勢のもとに、同年7月8日、「職員令」が発せられて、政府機構は再び根本的に改正されることになった。

先の「政体書」による政府機構が、形式的なものであったにせよ、三権分立

を基調とし近代的国家機構の制度を取り入れたのに対し、この「職員令」は大宝律令の旧制にならった復古的色彩が強く、かつ集権化体制を強めたものであった。すなわち、「職員令」は神祇官、太政官の2官を設置し、太政官は天皇を輔弼し大政を総括する最高機関であった。太政官には左大臣、右大臣、大納言、参議以下の職を置き、太政官の下にそれぞれ卿を長とする民部省、大蔵省、兵部省、刑部省、宮内省、外務省の6省及び集議院、待詔院、大学校等を置くというものであった。「政体書」では行政官をはじめとする7官の対等性が保たれていた



初代大蔵卿 松平慶永

第1-1表 大蔵省創設当時の官位表
(明治2年7月8日)

	大蔵本省	寮	司
従一位			
正二位			
従二位			
正三位	卿		
従三位	大 輔		
正四位	少 輔		
従四位	大 丞	頭	
正五位	権 大 丞	権 頭	
従五位	少 丞	助	正
正六位	権 少 丞	権 助	権 正
従六位		允	大 正 佑
正七位	大 録	権 允	権 大 佑
従七位	権 大 録	大 属	少 佑
正八位	少 録	権 大 属	権 少 佑
従八位	権 少 録	少 属	大 令 史
正九位	史 生	権 少 属	少 令 史
従九位	省 掌		

備考：「官位相当表」(法令全書、明治2年)による。

は「金穀出納、秩禄、造幣、營繕、用度等ノ事」と定められている。そして卿の下には、大輔、少輔、大丞、少丞以下の官職が設けられた。当時の官位相当表により、大蔵省内の職制を示すと第1-1表のとおりである。初代の大蔵卿は松平慶永、大蔵大輔は大隈八太郎（のちの重信）、少輔は伊藤俊輔（のちの博文）であった。ただし、大蔵省設置後約1カ月間は、大蔵卿のポストは空席であった。松平初代大蔵卿は2年8月12日に就任し、在職わずか12日で伊達宗城と交代した。

大蔵省の組織は会計官のそれを受け継いだもので、設置当初には造幣寮、出

が、この「職員令」では従来の行政官にあたる太政官の各省への優位を制度的に確立するとともに、公議輿論の場であった議政官を単なる諮問機関である集議院に縮小したことが特色である。

この改革によって、会計官に代わって大蔵省が設置された。大蔵という古風な名称は、「職員令」の復古的性格に由来するものと思われる。大蔵省の長官たる大蔵卿の所管事務

納司、租税司、監督司、通商司、鉱山司、用度司、營繕司の1寮7司から成っていた。ところが「職員令」の規定によれば、大蔵省と同時に設置された民部省は「戸籍、租税、駅通、鉱山、済貧養老等ノ事」を管掌するものとされている。したがって租税、鉱山等の事務は、早晚大蔵省から民部省へ移管されることが予定されていたと考えられる。もっとも、大蔵・民部両省の組織問題については、その設立当時から、新政府部内でしばしば議論されたところであり、両者の権限管掌は、まだはっきりと定まっていなかった。ともあれ、8月11日には、租税、監督、通商、鉱山の4司が大蔵省から民部省に移管された。また營繕司がつかさどっていた事務も、8月（日欠）に民部省土木司に転属された。

なお大蔵省の庁舎は、創設当初は会計官の置かれていた旧忍藩邸にあったが、翌3年閏10月12日に皇城内に移転した。

第2節 大蔵省機構の再編成

1 大蔵省と民部省の合併（第1次蔵民合併）

「職員令」により各省が設置されたのちも、各省間の主管事務はきわめて流動的であった。とりわけ、大蔵・民部両省の間には「主管事務が相関連して画然分離するを得ざる事情」（『伊藤博文伝』上巻）にあった。財政収入の大部分を、不換紙幣の発行によらなければならなかった地租改正以前の不安定な財政状態のもとでは、膨大な経費を必要とする内政を、財政機関から全く独立した機関にゆだねておくことに、多くの問題があったからである。

租税司等4司の民部省移管が決定された翌日、すなわち8月12日には、再び機構改革が行なわれ、大蔵・民部両省は合併された。このときは、後述する明治4年のときのように、民部省が大蔵省に吸収されたのではなく、両省は制度的にはそれぞれ独立の省のままで、人的に卿と大少輔をそれぞれ両省兼任とし、同時に庁舎をも合同する形をとった。これより、実質的には両省の行政権限は統合されることになった。この合併について「大蔵省沿革志」は「蓋シ両省管理ノ事務タル常ニ彼此ニ交渉ス、若シ衙門ヲ隔離スレバ則チ不便多シ、故ニ此ノ令有リ、而シテ十八日ニ至リ衙門ヲ併移ス」と記している。

この合併により、両省の大輔を兼任することになった大隈重信の発言力は、強大なものとなった。大隈は若い時から蘭学や英語を学び、西欧的知識を身につけた財政家であって、大隈を中心とする当時の大蔵省は、文明開化の急先鋒であった。明治2年から3年にかけて、十進法に基づく新貨幣の鑄造の着手、東京・横浜間の鉄道や電信の敷設、通商会社の育成から度量衡の制定にいたるまで、近代的施設を導入する諸事業が、大蔵・民部両省の指導のもとで、実行に移された。当時の大蔵省には、大隈が広く人材を集めたから、幹部に新進気鋭の士が多数登用されており、このような重要な使命に応じられるだけの実力